

# 第2期豊頃町子どもの読書活動推進計画

令和7年3月

豊頃町教育委員会

## 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨とその背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 計画の対象と各期の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6 「第1期計画」の取組状況等と課題・・・・・・・・	3
(1) アンケート調査等から見た読書活動と取組の状況	3
(2) 町図書館における読書活動と取組状況	4
(3) 課題・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・	7
<b>第2章 子どもの読書活動推進のための方策</b> ・・・・・・・・	<b>8</b>
1 〈基本目標1〉社会全体での子どもの読書活動の推進	8
(1) 【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進	8
(2) 【推進方策1-2】地域における読書活動の推進	9
(3) 【推進方策1-3】学校等における読書活動の推進	11
2 〈基本目標2〉子どもの学びをサポートする読書環境の整備	13
(1) 【推進方策2-1】地域における読書環境の整備	13
(2) 【推進方策2-2】学校等における読書環境の整備	14
<b>○資 料</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>16</b>
1 読書に関するアンケート調査結果・・・・・・・・	16
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	21
3 文字・活字文化振興法	23
4 図書館法	26
5 学校図書館法	31

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨とその背景

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」<sup>1</sup>において、読書活動<sup>2</sup>は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と基本理念を掲げ、社会全体でその推進を図っていく必要性を示した上で、平成14年に、その施策の基本的方向と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、概ね5年ごとに新たな計画を策定しています。

北海道においても、平成15年に「北海道子どもの読書活動推進計画（第一次計画）」を策定し、令和5年に第五次計画を定めています。

豊頃町では、「報徳のおしえ」<sup>3</sup>を基盤として、豊頃町の未来、日本の未来を担う子どもたちが郷土の良さを知り、夢や希望に向かって逞しく成長するために、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる取組を進めているところです。

その中で読書活動は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、学校や町図書館などの関係団体、民間団体が連携・協力し、子どもの発達段階に応じた読書活動を家庭・地域・学校において積極的に推進することを目的として、国並びに北海道の子どもの読書活動推進計画を基本に平成30年3月「豊頃町子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。さらには平成31年3月に、国や道の計画が第四次計画に移行したことに伴い、子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむことができる環境がさらに充実するよう計画を改定しました。

第2期計画では、これまでの取組の成果と課題を検証し、国や北海道が策定した第五次子どもの読書活動推進計画等を踏まえながら、前計画を基本として見直し、社会情勢の変化や国の動向を見据えて、豊頃町の子どもの読書活動を一層推進するため、本計画を策定するものです。

---

**1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」** 平成13年12月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

**2 読書活動** 本を読むこと、図鑑を見ること、読み聞かせをしてもらうこと、布でできた本に触れること、録音図書のように音声で本を楽しむこと、携帯小説や電子書籍など電子媒体の読み物を読むこと、インターネットなどを用いて調べ物をするなど図書に親しみさまざまな活動をいいます。

**3 報徳のおしえ** 二宮尊徳の教えのこと。二宮尊徳の「報徳訓」や道歌などに書かれている内容全体を指したものをいいます。豊頃町は、不屈の精神で入植した先人や祖父二宮尊徳の「報徳のおしえ」を受け継いだ二宮尊親が、移住民（興復社）を率いて開拓を進めた町であることから、その開拓精神と「報徳のおしえ」を大切に受け継いだまちづくり・ひとづくりを進めています。

## **2 基本理念**

豊頃町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、家庭・地域・学校等が連携し、その環境を積極的に整備します。

## **3 計画の性格**

この計画は、「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づき策定するものであり、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と「北海道子どもの読書活動推進計画（第五次計画）」を基本として、豊頃町の子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等と連携・協力し、取り組むための方向性を示すものです。

## **4 計画の期間**

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

## **5 計画の対象と各期の特徴**

この計画で「子ども」とは乳幼児、小・中学生をいい、豊頃町のすべての子どもとその家庭、地域、学校等、子どもの読書推進と関わりのある町民及び団体を対象とします。

また、子どもの読書活動は、発達段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を大きく3つの期間（乳幼児期、小学生期、中学生期）に分けて、各期における特徴に応じて推進します。

### (1) 乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

3歳までには、徐々に自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになるとともに、文字の存在を意識し絵本に興味を示すようになります。この時期は絵本や物語などに親しみ、保護者等の周りにいる大人からの語りかけや言葉のやりとりを通じて、気持ちを通わせることが大切です。

4歳以上になると、日常生活に必要な言葉が分かるようになり、かな文字も全部読めるようになってきます。この時期は、絵本や物語を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせるなどして、読書の楽しみを十分に味わうことが大切です。

### (2) 小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

低学年は、本を読む習慣が付き始める時期であり、文字で表された場面や情景をイメージすることができるようになってきます。この時期は、読み聞かせなどにより、いろいろな本に親しんだり読書を楽しんだりすることが大切です。

中学年は、多くの本を読むことができるようになるとともに、本を終わりまで

読み通すことができるようになってきます。この時期は、幅広いジャンルの本に親しみ、読書を通して必要な知識や情報を得るようにすることが大切です。

高学年は、目的に合った本を読むようになり、内容を評価することができるようになってきます。この時期は、日常的に読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げるようにすることが大切です。

### (3) 中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、多くの本の中から自分に合った本を選択することができるようになってきます。また、共感・感動する本に出会うと、何度も読むようになります。この時期は、本や文章には様々な立場や考え方が書かれていることを知るとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが大切です。

## 6 「第1期計画」の取組状況等と課題

### (1) アンケート調査等から見た読書活動と取組の状況

「第1期計画」の子どもの読書活動とその取組状況等を把握するため、豊頃町内の小中学生を対象にした読書に関するアンケート調査及び小中学校、保育所等における読書活動の取組調査を実施しました。

#### ○小中学生の読書活動の状況

本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と回答した割合が、小学生は73%から86%と増加し、中学生は87%から68%と減少していますが、全体としては第1期計画策定時から引き続き読書を好む傾向が伺えます。

1か月の読書量が5冊以上と回答した小中学生の割合は、21%から29%と増加し、「1冊～2冊」と回答した割合は45%から36%、「全く本を読まない」との回答は15%から12%と1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）は微減しましたが、読書量が十分ではない子どもが一定程度いる現状が見られます。

また、読書時間が平日1日当たり「30分以上」との回答は29%から32%と微増しているものの、「10分より少ない」が19%から23%に微増、さらに「全くしない」との回答は10%から19%にほぼ倍増していることから、読書習慣が低下している実態が見られます。

なお、今回新たに追加した質問項目で、学校図書館の利用については、「月に1回以上行く」と回答した小学生の割合は40%で、中学生が68%。「行かない」との回答は小学生21%、中学生20%。町図書館については、「月に1回以上行く」との回答が小学生の割合は34%で、中学生が12%。「行かない」との回答は小学生29%、中学生36%でした。

## ○小中学校における読書活動の取組状況

豊頃町内の小中学校では、「朝読書」の形で2校が一斉読書に取り組んでいます。頻度については、週1、2回程度と各学校の実情に応じて実施している状況ですが、読書時間の一層の充実が求められています。

一斉読書以外の特色のある取組としては、児童会活動での読み聞かせやおすすめ本の紹介、本探しゲームなどが行われています。

学校図書館の蔵書については、指標の一つに国が定めた学校図書館図書標準<sup>4</sup>があり、令和6年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、町内小中学校の蔵書の保有状況は、1校が基準冊数を保有しているものの残りの2校は基準冊数に満たない状況となっています。

また、新規図書の配架に当たっては、図書台帳登録などの受入作業については、町図書館で実施し、図書担当職員の負担軽減を図っています。

学校図書館の飾り付けや季節・行事に関連した企画展示は、子どもの読書意欲を高める効果的な取組とされており、現状、各学校では図書担当職員や児童会によって取り組まれています。

## ○保育所等における読書活動の取組状況

保育所においては、登所、昼食、おやつ、降所時に各クラス等で絵本を読む時間を設定し、文字が読めない子どもには保育士が読み聞かせを行うなど、本に親しむ機会をできる限り設けています。なお、各所等で常備している絵本等は多くはないため、町図書館の定期配本等を利用して、図書コーナーの整備・充実を図っています。

## (2) 町図書館における読書活動の取組状況

### ○家庭に対する読書活動推進の取組

- ・読書通帳<sup>5</sup>を活用するなどして、親子家族が一緒に本を楽しむ時間づくりを呼びかけました。
- ・奇数月にブックスタート<sup>6</sup>事業を就学時健診にセカンドブック<sup>7</sup>事業を継続して実施し、併せてブックリスト<sup>8</sup>を配布しました。

**4 学校図書館図書標準** 公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として学級数などに応じて設定した蔵書冊数の標準のことをいいます。

**5 読書通帳** 読書量の増加や読書意欲の向上を目的に、図書館で読んだ本の履歴などを記録しておく手帳のことをいいます。本の返却時にスタンプなどが捺印されます。

**6 ブックスタート** 地域の保健センターなどで行われる乳幼児健診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動をいいます。

**7 セカンドブック** 赤ちゃんの誕生後に渡す「ブックスタート」に加え、乳幼児期や小学校入学時などに本を渡す運動をいいます。

**8 ブックリスト** 子どもたちに読ませたい本を紹介するなど、ある目的を持って作られた「本のリスト」のことをいいます。

- ・読書活動を推進するための事業実施時に保護者向けチラシを作製、配布しました。

#### ○読書活動推進の取組

- ・各種工作教室やぬいぐるみの図書館お泊まり会<sup>9</sup>、図書館フェアなどを実施しました。
- ・多様な本の紹介と興味対象を広げるため、毎月テーマを設定した展示コーナーを実施しました。
- ・「新着図書案内」を毎月発行するなど、利用しやすい環境づくりに努めました。
- ・地域の歴史・文化について学習できるよう資料の収集・保存に努めました。
- ・北海道立図書館や十勝管内公共図書館等との相互協力により、町図書館における未所蔵図書等について借受けし、利用サービスの充実に努めました。
- ・学校図書館担当者等を対象にした図書担当者会議を実施しました。
- ・図書館司書が各種研修会に参加し、子どもの読書活動について専門性を高めました。

#### ○保育所等に対する読書活動推進の取組

- ・保育所で出前話し会による読み聞かせ・対面朗読を実施しました。
- ・保育所等を通じて保護者への図書館行事や話し会への参加を周知しました。
- ・図書館バスを活用し、図書館職員が選書した団体貸出しにより保育所・子育て支援センター・学童保育所の図書コーナーの充実に努めました。
- ・子どもの利用が多いひだまり交流館などへ図書の貸出を継続して実施しました。

#### ○読書活動の普及・啓発の取組

- ・「子ども読書の日<sup>10</sup>」や「こどもの読書週間<sup>11</sup>」、「図書館フェア」に合わせて子ども向け事業を実施しました。
- ・展示による課題図書や北海道指定図書等の貸出を進め、優良な図書の普及を図りました。

#### ○各種情報の収集・提供の取組

- ・町のホームページや広報誌等に子どもの読書活動に関する情報を掲載するとともに、SNS等を活用した効果的な情報発信を実施しました。

---

**9 ぬいぐるみの図書館お泊まり会** お気に入りのぬいぐるみが図書館で過ごす様子を撮影し、子どもたちにレポートすることによって、本に関心を持ってもらうことを目的にしたイベントをいいます。

**10 子ども読書の日** 「子ども読書の日」は、4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたものをいいます。

**11 こどもの読書週間** 「こどもの読書週間」は、4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたものをいいます。

- ・館内掲示により情報を提供しました。
  - ・新聞社や放送局へ図書館事業の情報を提供しました。
- 図書館機能充実の取組
- ・意見・要望箱を設置し、利用者の拡充や利便性の向上に努めました。
  - ・道立図書館の電子図書サービスの周知を図り図書資料の補完に努めました。
  - ・東部4町図書館との連携による事業を実施しました。
- 図書資料・設備等整備の取組
- ・絵本や紙芝居、大型絵本、しかけ絵本、布絵本などの図書資料を整備し、乳幼児が本に触れる機会の拡充に努めました。
  - ・幼児コーナーや「おはなしのへや」に育児関係図書を配置するなど、親子で利用しやすい読書環境づくりに配慮しました。

### (3) 課題

- ・平日において読書時間の減少傾向が見られることから、保護者は読書の重要性について理解を深め、自らが積極的に家庭における読書習慣の定着に向けた取組を実践することが必要です。
- ・地域における読書活動の推進主体となる図書館は、子どもの視点に立った図書の収集や図書館サービスの提供が必要です。また、読書活動を推進するための取組実施に当たっては、一層の創意工夫と ICT を活用した情報の発信と普及・啓発が必要です。
- ・学校においては、読書活動の確保が困難になってきている中で、学校図書館の専門的職務を担う司書教諭<sup>12</sup>、学校司書<sup>13</sup>の配置やボランティアの確保、図書館司書による支援体制の構築などが必要です。また、豊頃小学校・豊頃中学校併設校舎の小中共用学校図書館の利用促進については、早期に運営環境を含めた検討・改善が必要です。

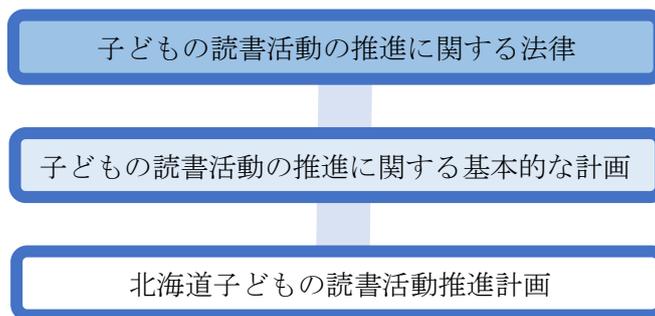
---

**12 司書教諭** 小学校、中学校及び高等学校等において、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これを児童生徒や教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者をいいます。

**13 学校司書** 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員をいいます。

## 7 計画の体系図

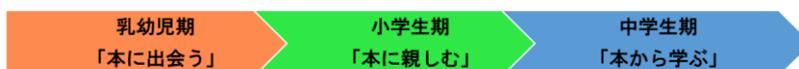
この体系図は、本計画が法律に基づく国の計画と、北海道子どもの読書活動推進計画を踏まえて策定するものであり、本計画の基本理念の下、家庭、地域、学校等が連携し社会全体で取り組む読書活動の推進と、地域や学校等における読書環境の整備の方向性を示しています。



### 第2期豊頃町子どもの読書活動推進計画

《基本理念》

豊頃町の全ての子どもがあらゆる機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等と連携し、その環境を積極的に整備します。



## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

本計画では、計画の体系を踏まえて、2つの「基本目標」と5つの「推進方策」を示し、それぞれに対応した推進項目と具体的な取り組みを設定しています。

### 1 〈基本目標1〉社会全体での子どもの読書活動の推進

豊頃町における子どもたちの読書時間が低下傾向にある中、子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等の役割を明らかにし、関係機関や団体等と連携し協力しながら、子どもの発達段階に応じた多様な取組を社会全体で進めることが効果的で重要です。

#### (1) 【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っている場です。

特に、乳幼児期は、読み聞かせなどを通して親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが大切です。

このように、子どもの読書活動の推進のためには、家庭での働きかけが重要となってくることから、保護者自らが積極的に読書に親しむための支援や環境づくりを行い、日常生活の中で読書習慣を定着させることが必要です。

また、町図書館や子育て支援センター、保育所、学校等には、保護者の読書活動への理解促進のため、読書に親しむ習慣づくりや機会・場所の提供、情報発信などとともに読書の重要性について引き続き普及・啓発することが求められます。

#### ■推進項目と具体的な取組

##### ①保護者等による家庭での読書習慣の定着

- ・読書通帳等を活用した家読（うちどく）<sup>14</sup>により、親子家族が一緒に読書を楽しむ時間を持ちます。
- ・家族の内での読み聞かせを常態化します。
- ・「子どもを図書館に連れて行く」など、保護者が積極的に本に触れ合う機会を作ります。
- ・「家にたくさん本を置く」ことや家族が読書に親しむ姿を見せることで、子どもの読書に対する興味を高めます。

---

14 家読（うちどく） 家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話す取組をいいます。

## ②図書館等による保護者の読書活動への理解の促進

- ・家読運動を推進し、親子家族が一緒に本を楽しむ時間づくりを啓発します。
- ・乳児が本に親しむ機会と親の読み聞かせによる読書習慣づくりのため、ブックスタート事業を継続します。
- ・幼少期から学童期の幼児・児童が本に親しみ、より良い読書習慣を身に付けるため、セカンドブック事業を継続します。
- ・ブックスタートやセカンドブックの開催会場で、おすすめの絵本の展示やブックリストの配布を継続します。
- ・各種メディアを活用し、子どもの読書活動に関する保護者向け啓発資料の配布や情報を発信します。
- ・読書の大切さや意義の理解を高めるため、家庭における取組の支援や実践的なアドバイスをを行います。

## (2)【推進方策1－2】地域における読書活動の推進

地域において町図書館は、子どもが家庭や学校以外で、気軽に読書を楽しんだり、学習をすることができる場所であり、子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担っているところです。

複雑化する社会の中で、子どもの多様なニーズに適切に応えた図書館サービスの改善・充実を関係機関等と連携・協力しながら整備することが必要です。

また、子どもから大人までの地域住民が交流できるまちづくりの拠点として地域の実態に適合した活用の場の創出することも肝要です。

さらには、学校や学校図書館との連携を図り、学校における調べ学習や探求活動に対して、図書館職員が支援を行うことも大切な役割です。

現在、豊頃町には、読書活動に関係するサークルや団体は設立されておらず、学校等で子どもの読書活動を推進するに当たり、大きな課題となっていることから、この活動に興味・関心を持つ人々が集う場の設定や学習機会の提供など、サークル等の組織化に向けて、町図書館は主となって取組む必要があります。

## ■推進項目と具体的な取組

### ①図書館サービスの充実

- ・子どもたちが町図書館を身近に感じ、気軽に足を運びたくなる場所となるように、読み聞かせ会やお話し会、ぬいぐるみの図書館お泊まり会などの図書館事業の充実に努めます。
- ・図書館フェアや図書館まつりなどのように、多くの人々が図書館に集う機会の充実に努めます。
- ・子どもの発達に応じた多様な本の紹介や読書案内を行い、興味対象を広げる手助けをします。

- ・図書館情報の入手や資料情報の検索など、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・他の公共図書館との連携や情報交換及び図書資料の相互貸借を行い、速やかなサービス提供に努めます。
- ・子どもたちが地域の歴史・文化について学習できるように、資料の収集・保存に努めます。
- ・子どもの読書活動に興味・関心を持つ人々が集う場の設定や学習機会の提供、講習会や研修会を実施し、ボランティアの養成、サークルや団体の組織化に向けての取組を推進します。
- ・PTAや保育所の保護者会、地域づくり協議会などの既存の組織・団体に対して、子どもの読書活動の意義の啓発や働きかけを行い、地域における子どもの読書活動を促進します。
- ・本を読むことが困難な子どもの読み聞かせや障がいに応じた図書の提供など読書活動の機会提供に努めます。
- ・さまざまな子どもの読書活動に関する情報を積極的に収集し、館内掲示や町のホームページや広報誌等に掲載するとともに、SNS等を活用するなど効果的な情報発信に努めます。
- ・新聞社や放送局へ図書館事業の情報提供を行います。
- ・図書館司書の研修により、司書の専門性を高めます。

## ②図書館における読書活動の普及・啓発

- ・「子どもの読書の日」や「こどもの読書週間」、「図書館フェア」（夏・冬）にあわせて、子どもの読書活動に関する普及・啓発に努めます。
- ・展示等による課題図書や北海道指定図書等の貸出を進め、優良な図書資料の普及に努めます。

## ③学校等との連携・協力

- ・学校から要望のある図書資料の充実を図り、授業等に活用しやすい団体貸出をすすめます。
- ・保育所等からのニーズに応じた選書を行い、図書館バスによる団体貸出を継続し、図書コーナーの充実に努めます。
- ・ひだまり交流館などの子どもの利用が多い公共施設への団体貸出を継続します。
- ・小中学校や保育所等の図書担当職員に対して、読書活動に関わる資料や情報の提供に努めます。
- ・学校図書館担当者等を対象にした図書担当者会議を実施します。
- ・小中学校や保育所等の図書担当職員と図書館職員との合同研修会について検討します。

### (3) 【推進方策1－3】学校等における読書活動の推進

小学生・中学生期においては、学校図書館における多様な読書活動を工夫して、読書の機会を充実するとともに、授業や様々な教育活動を通して学校図書館を計画的に利活用し、深い学びの実現や情報活用能力を育成します。

なお、国のGIGAスクール構想では、これまでの教育実践とICT教育のベストミックスを図ることが求められており、児童生徒の1人1台端末を活用した学校図書館の積極的な利活用を進めていく必要があります。

#### ■推進項目と具体的な取組

##### ①読書指導の充実

- ・子どもが本に親しむきっかけづくりとなる「朝読書」などの実施・継続に努めます。
- ・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて学校図書館を計画的に利用し、読書活動の機会の充実と読書指導の充実に努めます。
- ・1人1台端末と学校図書館を活用した学習による情報活用能力の育成に努めます。
- ・遊びの中に絵本や物語などの言葉や内容を取り入れ、読書活動への興味を高めるように努めます。
- ・自然体験的な活動に図鑑などを活用するように努めます。

##### ②読書活動の普及・啓発

- ・「学校図書館だより」や「図書委員会通信」等の発行により、読書活動についての啓発や学校図書館の利用促進に努めます。
- ・校内放送や全校朝会を利用して、本の楽しさを伝える取組を推進します。
- ・本をテーマにした全校集会や校内読書週間など、全校児童生徒が本に触れる行事の実施について検討します。
- ・学校便りや学年・学級通信などを活用し、「家読運動」の啓発や図書の紹介などを行います。
- ・PTA総会や保護者懇談会などの保護者が集まる機会に、子どもの読書活動を話題とした座談会や交流会などを実施し、子どもの読書活動の実態や意義について共通理解を図るよう努めます。

### ③家庭や地域との連携・協力

- ・休み時間や放課後等を利用して、町図書館司書やP T A、ボランティア等による読み聞かせや朗読、ブックトーク<sup>15</sup>などの読書活動を推進し、子どもたちの本への興味を高めるよう努めます。
- ・町図書館との連携による学校図書館活動の充実に努めます。
- ・町図書館による出前お話し会による読み聞かせ・対面朗読の実施に努めます。
- ・町図書館を活用し、図書コーナーの充実を図るなど、子どもが本に触れる機会の充実に努めます。

---

**15 ブックトーク** あるテーマにもとづいて、何冊かの本を紹介すること。その本の面白さを伝えることで、聞き手にその本を読みたいという気持ちをもってもらうことを目的とした活動をいいます。

## 2 〈基本目標2〉子どもの学びをサポートする読書環境の整備

子どもの学びをサポートする望ましい読書習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、関係機関・団体等が連携、支援しながら、計画的に読書環境の整備を進める必要があります。

### (1) 【推進方策2-1】地域における読書環境の整備

地域における読書活動の中心的な役割を果たす町図書館は、子どもが自分の読みたい本を選び、読書を楽しめる場であり、気軽に利用したいと思われる環境が求められており、図書資料・設備の整備充実は必要不可欠です。

そのため、子どもの視点に立った整備や読書のバリアフリー化、利便性やサービスの効率化の観点からデジタル社会に対応した読書環境の整備などが求められています。

### ■推進項目と具体的な取組

#### ①町図書館の図書資料・設備等の整備

- ・絵本や紙芝居、大型絵本、しかけ絵本、布絵本などの図書資料を整備し、乳幼児が本に触れる機会の拡充に努めます。
- ・幼児コーナーや「おはなしのへや」に育児関係図書を配置するなどして、親子で利用しやすい読書環境づくりを推進します。
- ・町図書館の開館日や図書の貸出・返却方法等について検討し、利用者の拡充や利便性の向上に努めます。
- ・ブックリストの作成や本選びの相談、調べ学習に対する支援等の充実に努めます。
- ・拡大図書の充実など障がいのある子どもやその保護者が、利用しやすい施設の充実に努めます。
- ・デジタル社会に対応した電子書籍や電子図書館の導入に努めます。
- ・ヤングアダルトコーナー<sup>16</sup>の設置や学習コーナーの充実など、子どもが立ち寄りやすい環境の整備

#### ②読書活動の推進・支援体制の整備

- ・子どもの読書活動推進計画の定期的な点検・評価による着実な取組の推進に努めます。
- ・北海道立図書館及び十勝管内公共図書館等との連携による図書資料の補完に努めます。

---

**16 ヤングアダルトコーナー** 図書館の中で、主に中学生・高校生向けの書籍を集めたコーナーをいいます。

## (2)【推進方策2-2】学校等における読書環境の整備

学校図書館は、子どもたちの読書活動や読書指導の場としてはもちろん学習活動の支援や授業内容の理解を深める場のほか、情報の収集・選択・活用能力を育成する場、昼休みや放課後に1人で過ごしたり、異年齢の友達と関わりを持つことができる場などとして、学校生活において、様々な機能を有し、重要な役割を果たしています。

そのため、これらの機能を発揮することができるよう資料を揃え、子どもが活用しやすい環境を整備することが必要であり、読書環境を担う人員の配置と理解促進が求められています。

なお、現状として小中学校の図書担当職員は、図書業務を他の業務と兼ねて行っており、担当者にかかる負担が大きくなっています。

「学校図書館法<sup>17</sup>」では、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」(第五条)とされていますが、町内小中学校の規模(学級数)は、同法附則の「司書教諭の設置の特例<sup>18</sup>」に該当し、今後も配置が難しい状況が見込まれることから、学校司書の配置や図書館司書の学校派遣などについての検討が必要です。

また、学校併設校舎の小中共用学校図書館の利用については、1人1台端末が実現された中で、端末と連携した学校図書館のICT化も含めて運営環境の整備を進めていく必要があります。

保育所においては、全ての乳幼児が様々な本に接することができるよう読書環境を維持しています。

### ■推進項目と具体的な取組

#### ①学校図書館等の図書資料・設備等の整備

- ・学校図書館図書標準を目安に図書資料の充実を図り、計画的な蔵書に努めます。
- ・蔵書の管理・検索・貸出等の業務の円滑化を図るために学校図書館の電算化について検討します。また、町図書館と学校図書館のシステムの一元化による共通データベースの形成や相互貸借のネットワークの構築などについて検討します。
- ・ブックリストの作成、利用案内ポスター、書架サイン等の掲示による利用促進に努めます。

---

**17 学校図書館法** 学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とした法律をいいます。

**18 司書教諭の設置の特例** 学校図書館法附則には、「学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模(11学級)以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。」と規定されています。

- ・小・中併設校舎の共用学校図書館の利用促進について、早期に運営環境の検討が必要です。
- ・町図書館との連携による団体貸出等を活用し、学校図書館や学級文庫、図書コーナーの充実に努めます。

## ②人的配置の推進と運営体制の充実

- ・学校司書の配置及び町図書館司書の派遣について検討します。
- ・PTAや保護者などと連携し、ボランティアの確保に努めます。
- ・図書館司書などの専門家の助言・協力を得ながら、配架図書のレイアウトの工夫や適切な除架を実施し、魅力のある本棚づくりに努めます。
- ・町図書館やPTA、学校支援ボランティアなどと連携して、図書館環境の整備に努めます。

## ○ 資料

### 1 読書に関するアンケート調査結果

- 調査時期 令和7年3月
- 調査対象 豊頃小学校、大津小学校、豊頃中学校の児童・生徒 156人
- 回答数 124人（回答率79%）
- 留意点 アンケート結果の数値は、パーセント表示であり、小数第一位を四捨五入しているため、合計が100%とならないことがある。

問1 あなたは本（紙の本・電子書籍）を読むのが好きですか？

（あてはまるもの1つに○をつけてください。）

	小学生	中学生	計
好き	44	36	43
どちらかといえば好き	42	32	40
どちらかといえば嫌い	9	20	11
嫌い	4	12	6
無回答	0	0	0

問1-2 どちらかといえば嫌い・嫌いの理由があれば教えてください。

（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

	小学生	中学生	計
つまらないから	8	13	10
他の遊びの方が楽しいから	38	63	48
本を読むのが苦手だから	54	25	43
その他	0	0	0
無回答	0	0	0

問2 あなたは1か月に何冊くらいの本（紙の本・電子書籍）を読みますか？（あてはまるもの1つに○をつけてください。）

	小学生	中学生	計
10冊以上	22	0	18
5冊～9冊	12	8	11
3冊～4冊	25	8	22
1冊～2冊	34	44	36
0冊	6	36	12
無回答	0	4	1

問2-2 0冊の理由があれば教えてください。（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

	小学生	中学生	計
読みたい本（紙の本・電子書籍）がないから	50	1	27
本を読む時間がないから	17	3	27
読みたい本（紙の本・電子書籍）が見つからないから	17	2	20
その他	17	3	27
無回答	0	0	0

問3 あなたは学校の授業以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか？（※学校での朝読書や休み時間中の読書は含めてください。）（あてはまるもの1つに○をつけてください。）

	小学生	中学生	計
2時間以上	9	0	7
1時間以上、2時間より少ない	7	0	6
30分以上、1時間より少ない	18	20	19
10分以上、30分より少ない	30	16	27
10分より少ない	23	20	23
全くしない	12	44	19

問4 あなたはどのような内容の本（紙の本・電子書籍）が好きですか？

（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

	小学生	中学生	計
絵本	33	24	31
小説・物語	36	60	41
ドキュメント（本当にあった話 や歴史・伝記など）	19	20	20
科学もの（科学・動物・植物・ 恐竜・宇宙・人体など）	42	8	35
実用書（趣味・スポーツ・工作・ 料理など）	39	28	37
その他	5	0	4

問5 あなたは普段どのくらい図書館などや本屋に行きますか？

（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

		行か ない	年に 1回	半年に 1回	月に 1回	2週間 に1回	週に 1回	週に 2, 3回
学校 の 図書 館	小学生	21	21	12	14	8	7	11
	中学生	20	4	8	16	8	8	36
豊 頃 の 図書 館	小学生	29	20	13	14	8	6	5
	中学生	36	28	24	12	0	0	0
本 屋	小学生	30	17	18	16	8	1	7
	中学生	20	20	36	16	4	4	0

問6 あなたは本を読むとき、どのようにして本を用意していますか？

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

	小学生	中学生	計
学校の図書室にある本を借りる	35	12	31
学校の教室にある本を借りる	18	8	16
図書館で借りる	39	0	31
友達に借りる	5	12	6
家にある本	50	60	42
買う。買ってもらう	38	80	44
その他	3	0	2

問7 あなたは豊頃町の図書館にしてほしいことがありますか？

◎小学校低学年(1～3年生)

- ・料理の本を増やしてほしい
- ・ちいかわの本を増やしてほしい
- ・バムとケロ
- ・バレーボールの本を増やしてほしい
- ・個室が欲しい、歴史の本を増やしてほしい
- ・スポーツの本と動物の本を増やしてほしい
- ・恐竜の本を増やしてほしい
- ・タヌキとキツネの本が読みたい
- ・怖い本を増やしてほしい
- ・すみっコぐらしの本を増やしてほしい
- ・体験を月に1回やってほしい
- ・もう少し漫画を増やしてほしい
- ・借りられる本を増やしてほしい
- ・勉強の本が読みたい
- ・勉強をすることたつがほしい、もう少し本を増やしてほしい
- ・動物の本を増やしてほしい
- ・小学生向けの絵本が読みたい
- ・ブルーロックの絵本が読みたい
- ・動物の生態系の本や、科学系の本を増やしてほしい

◎小学校高学年(4～6年生)

- ・鳥系の本が読みたい
- ・もっと雑誌を増やしてほしい

- ・勉強になる本を増やしてほしい
- ・のらねこぐんだんの小説が読みたい
- ・漫画を増やしてほしい
- ・スポーツ系のアニメの本を増やしてほしい
- ・本を増やしてほしい
- ・本が買える場所を作ってほしい、個室がほしい、
- ・新しく入れる本のアンケートを取って多かったものを入れてほしい、
- ・カービィのシリーズの本を貸出してほしい、
- ・町民のいらなくなった本をもらって貸出してほしい
- ・ドラえものの漫画を増やしてほしい
- ・おもしろい本をもっと出してほしい
- ・スポーツ系
- ・漫画を増やしてほしい
- ・本をもうちょっと増やしてほしい
- ・漫画を増やしてほしい
- ・昔の漫画を読みたい
- ・漫画と恋愛ものの本を増やしてほしい
- ・ちいかわの本が読みたい
- ・歴史の本を増やしてほしい
- ・個室がほしい
- ・もう少し低学年のことを考えて本を増やしてほしい
- ・本を読むための場所がほしい
- ・どこに何シリーズがあるか少しわかりやすくしてほしい

◎中学生

- ・ドトールを置いて欲しい
- ・野球の本など

## 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 3 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実

情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の<sup>かん</sup>涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の<sup>かん</sup>涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の<sup>かん</sup>涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の

外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 4 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：令和五年一二月一三日同第八六号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
  - 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
    - イ 司書補の職
    - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
    - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
  - 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
    - 一 司書の資格を有する者
    - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの
- (司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

## 第十一条及び第十二条 削除

### (職員)

- 第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

### (図書館協議会)

- 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

- 第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

- 第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### (入館料等)

- 第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

## 第十八条及び第十九条 削除

### (図書館の補助)

- 第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第二十一条及び第二十二条 削除

- 第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第三章 私立図書館

#### 第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

(略)

## 5 学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

最終改正：同二七年六月二四日同第四六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。 )において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。 )を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

- 第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

- 第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

- 第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
  - 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則  
(略)



## 第2期豊頃町子どもの読書活動推進計画

令和 7年 3月 発行

発行・編集 豊頃町教育委員会

問 合 せ 〒089-5392

北海道中川郡豊頃町茂岩本町 166 番地 (豊頃町える夢館内)

豊頃町図書館

TEL 015-579-5802 (直通)

FAX 015-579-5804

H P <http://www.toyokoro.jp>